三　前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四　第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

2　水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

一　点検の年月日

二　点検を実施した者の氏名

三　点検の結果

3　水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

（水道施設台帳）

第十七条の三　法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2　調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一　導水管きよ、送水管及び配水管（次号及び次項において「管路等」という。）にあつては、その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式（以下この号において「区分等」という。）並びに区分等ごとの延長

二　水道施設（管路等を除く。）にあつては、その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

3　図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成するものとし、水道施設につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。

一　一般図は、次に掲げる事項を記載した地形図とすること。

イ　市町村名及びその境界線

ロ　給水区域の境界線

ハ　主要な水道施設の位置及び名称

ニ　主要な管路等の位置

ホ　方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

二　施設平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。

イ　前号（ロを除く。）に掲げる事項

ロ　管路等の位置、口径及び材質

ハ　制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類

ニ　管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線

ホ　付近の道路、河川、鉄道等の位置

三　一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、次に掲げる事項を記載すること。

イ　管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり

（新設）